Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-07

契約交渉と市場秩序 ： シュミット-リンプラー再読

山本，顕治

(Citation)
神戸法學雑誌,58(4):29-64

(Issue Date)
2009-03

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81004730

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004730

KOBE UNIVERSITY

神戸法学雑誌　第五八巻第四号　二〇〇九年三月

契約交渉と市場秩序*

― シュミット＝リンプラー再読 ―

山本顯治

はじめに
第一章　契約メカニズム説における「共同生活の正しい秩序」
第二章　契約メカニズム説と純粋交換経済
第三章　契約交渉による競争秩序の生成 ― エッジワースの極限定理 ―
　第一節　2×2人レプリカ経済
　第二節　2×n人レプリカ経済
　第三節　若干の数式による表現
おわりに ― 交渉秩序と競争秩序 ―

はじめに

本稿は、契約交渉と市場秩序の内在的関係を把握し、市場という枠組みにおいて契約法・契約交渉の果たす役割を考察するための若干の手がかりを得ることを目的としている。そのために、本稿では我が国の契約法学においても広く知られているシュミットーリンプラーの「契約メカニズム説」を取り上げ、従来とは異なった視点から同理論の含意を検討することとする。

第一章では、契約メカニズム説のいう「契約の正当化機能」を概観し、契約メカニズムはかかる正当化機能に加えて「共同生活の正しい秩序」をももたらすとの重要な指摘がなされていたことに着眼する。第二章では、二当事者間での契約交渉を分析対象として取り上げ、契約メカニズム説をその本質を失わせることなく、より操作可能な形に翻案することを試み、契約メカニズム説のいう「契約の正当化機能」の含意を検討する。この作業によって、契約交渉と市場秩序との関係を探るためのシンプルな分析装置を得ることができ、契約メカニズム説のいう「契約の正当化機能」の意味するところをこれまでの契約法学に比べより明確に分節化することが可能となる。第三章では、前章で得られた分析装置を元に、契約交渉への参加者を2人から4人へ、さらにはn人へと拡張し、n人間でなされる自由な契約交渉を想定した場合の契約メカニズム説の帰結につき考察する。この考察により、契約交渉は単に二当事者間で成立する契約の正当化という意味に留まらず、さらに進んで市場秩序の生成という意味においても重要な意味を持つことが明らかとなる。最後に、契約交渉と市場秩序の内在的関連に関する知見を今後の我が国の契約法理論において展開する方向にはいくつかのものがあることを指摘し、本稿の結びとする。

＊安永正昭先生は、この春神戸大学を御退職になる。本稿は先生の論じられた「民法における信頼保護と帰責性の理論」に、市場のなかでの契約法という視点からささやかではあるが接近を試みようとするものである。

第一章　契約メカニズム説における「共同生活の正しい秩序」

シュミットーリンプラーの「契約メカニズム説」[1]が、契約の正当性根拠を次のように説明していたことは契約法学においては広く知られた事柄である。シュミットーリンプラーによれば、従来の契約法理論においてはまず契約当事者の「意思」（当事者の自己決定）が貫徹されるべき価値として措定され、次にこの貫徹されるべき意思に瑕疵や欠缺がある場合（例、錯誤や詐欺）、また、意思が貫徹されることにより不相当な結果が生ずる場合（例、公序良俗に反する契約）、当該意思ないし成立した契約に対して、どのような法的効果が与えられるべきか、という思考方法が採られていたとする。しかし、シュミットーリンプラーは、「意思」を根元的価値とする見解においては社会における「人々の共同生活(menschliches Zusammenleben)」が契約によりどのように「正しく秩序づけられるか」という問いの重要性が看過されていると批判する。シュミットーリンプラーによれば、この「正しい秩序」(richtige Ordnung)は契約法においては当事者の意思表示の合致により成立する法律上の効果において発現するものである。しかし、契約当事者はなにも「正しい秩序」を実現しようとしているのではなく、両当事者が追求しているのは「私的利益」(sein Interesse)の獲得である。当事者が「共同生活の正しい秩序」を実現しようと欲して契約締結をなすのであればまだしも、当事者は「正しい秩序」の実現をなんら顧慮することなく私益の追求のみをなしているとすれば、その結果締結される契約が果たしていかなる意味で「共同生活の正しい秩序」を実現することになるのかが問われねばならない。この「私的利益追求の結果として成立する契約が、いかにして共同生活

の正しい秩序を生成し得るのか」という問いこそが、シュミット-リンプラーのいう「契約法における新たな課題」なのであった(2)。

ところで、このようなシュミット-リンプラーの問いに対しては、契約により生成する秩序は法による規範的評価に常に服すると指摘することで解決できるという返答もあり得よう。この見解によれば契約の成立過程や成立した契約の内容に対し法による規範的評価が及ぶことによって、契約により生成した秩序の「正しさ」は担保されると考えられることになる。この考えの基礎には、契約法においては一見契約当事者自身が私的利益の追求の結果契約という規範を定立しているように見えるが、それはあくまでも実定法制度が当事者に契約規範定立の権限を「授権」した結果そのように見えるにすぎず、授権にあたり法は必要に応じた（法的正義の観点からの）介入を留保しているとの基本的理解が存している。よって、当事者の権利行使の方法や権利行使の結果生じた契約規範が授権をなした上位規範の価値判断・目的に反している場合には、原理的に法は締約過程と契約内容にいつでも介入することができることになる。この見解においては、「私的利益を追求する契約当事者により生成される秩序の正しさ」を問うことはそもそも第一義的な意味を持たないのであって、「契約秩序」を正当化するのは実は「授権をなした法規範・法制度に内在する正しさ」であることになる。このような考え方は法体系における実定法規範の上下関係を重視し、下位規範の正当性は全て上位規範により基礎づけられるとの見解に立つものであり、契約法における「授権説」(Ermächtigungstheorie)と呼ばれるものである。その考察方法の特質は、契約関係とはあくまで法体系の垂直的構造のなかで考察されるべきものとし、法を自己完結したものとして捉えようとするところにある。

これに対し、シュミット-リンプラーは、このような上位の法規範・法制度に具体化されている客観的正義基準を評価軸とする見解とは異なった立場に立っていると理解することが可能であり、シュミット-リンプラーの見解が画期的であるのもこの点にある。シュミット-リンプラーの見解は、あくまでも当事者自身により契約規範は定

立されるということを出発点とし、契約当事者の「主観的評価」に立脚した上で、当事者自身による契約定立行動はどのように、またどこまで「正しい秩序」を生成させるものなのか、そのメカニズムはどこにあるのかを探ろうとするものである。このような立場においては、上位規範の客観的評価基準を主位的に持ち出すことができないため、私益＝自己利益を追求する当事者により定立された契約規範が、「当事者の主観」に照らして「正しい」あるいは「正当」であると評価することができるのはいかなる意味においてなのかが問われることになる。周知の通りこれを明らかにするのがシュミット－リンプラーの「契約メカニズム説(Theorie des Vertragsmechanismus)」である。

シュミット－リンプラーによれば、契約の成立には両当事者の意思表示の合致が要件とされていることから、各契約当事者は当該契約の締結をいつでも拒否する権利を保障されていることになる。契約締結に向けた交渉がなされる中で、相手方Aの提案する契約条件に満足がゆかなければ当事者Bは契約を締結しなければよく、契約の締結を欲するAは条件の修正を余儀なくされる。逆に、Bが提示した条件にAが満足できない場合にはAは契約締結を拒否すればよく、契約締結をBが欲する限りBは条件の修正を行わねばならないことになる。このような契約交渉の結果両当事者が合意に至り契約が成立したということは、契約交渉を通じて互いの利害が双方にとり満足の行く結果となるよう調整を見たことを意味する。つまり、当該契約は当事者双方にとっての納得の行く利害調整を体現したものとなっているはずであり、当該契約の正当性(Richtigkeit)は、このような両当事者にとり納得の行く利害調整を促すという契約締結過程に内在する利害調整メカニズム、すなわち「契約メカニズム」により担保される。他方、このような契約交渉関係における双方的な利害調整が当事者の意思に瑕疵・欠缺あることにより適切になされなかった場合や、また利害関係の調節がなされたとしても契約内容自体に不当性が認められる場合には、当該契約は正当性を欠き、いずれの場合にも高権的コントロールに服することになるというのである。(3)

シュミット-リンプラーにより指摘された、契約に内在するこの「利害調整メカニズム」は、契約法学に重要な視点を提供するものであった。この見解は、一つには意思や権利といったその基礎となる「原理」から契約法を考察するという思考態度から、それが有する「機能」において契約法を語るという思考態度への転換を促すものであった。他方では、この見解は、契約には契約成立プロセス＝締結交渉プロセスの正当性という局面と、成立した結果としての契約＝契約内容の正当性という性質の異なった二局面があることを意識させ、更にそれぞれの局面の規律において「両当事者の私的自治」(Privatautonomie der Parteien)と、「高権的形成」(hoheitliche Gestaltung)の働きはどのように理解されるべきかという問題を契約法学の重要な課題として意識させることとなった。そして、契約メカニズムが機能していない場合には、一方では契約締結プロセスに関する規律を及ぼし、他方では締結された契約内容に関する規律を及ぼすという二つの異なった規律方法のあることは、我が国においても立法、解釈の双方において広く受け入れられている共有財産となっていることは周知のところであろう。

ところで、「契約は当事者双方の利害関係を調整するメカニズムを内包している」という契約メカニズム説の受容の特色は以下の点にある。第一に、契約メカニズム説にいう「正当性」や「正しい秩序」とは、契約を締結した「二当事者」の間での当該契約規範の「正しさ」を意味すると考えられてきたこと、第二に、現実には当事者間に交渉力格差が存することや、公共的利益に反する契約が成立することがあること等、契約メカニズムによる正当化が機能しない場合に焦点を当てることで、かかる場合における交渉過程の法的規律や契約内容の法的規律の必要性を論ずる前提として契約メカニズム説は言及されてきたという点である。つまり、契約メカニズム説に対する従来の契約法学の応答は、締結交渉をなした二当事者間での契約規範の正当性という問題に検討の対象を限定しつつ、契約メカニズム説の重要な含意は「契約メカニズムが機能しない場合」にこそあるとし、その時どのように直接的な法的規律を及ぼすべきかという点に焦点を当てるものということができる。

このような契約法学における契約メカニズム説の受容の仕方は一つの方向としては首肯できるものの、しかしかかる見解にはなお次のような問題があると思われる。第一に、これまでの契約法学は契約メカニズム説の妥当性をなお直感的なレベルでとらえるに留まっており、契約メカニズムが機能する場合に、契約により生成される秩序がいかなる意味で「正当」であり、いかなる意味で「正しい秩序」と評価しうるのかということについての立ち入った検討をなさないまま放置することになっている。すなわち、契約メカニズムが機能しない場合のみが念頭に置かれたことから、逆に契約メカニズムが機能する場合について考察することにより明らかとなる重要な含意について立ち入った考察を及ぼすことがなかったという問題がある。第二に、契約メカニズム説のいう「正当性」や「正しさ」の評価対象が、締約交渉をなした二当事者間に妥当する契約規範に限定され、シュミット－リンプラーのいう「正しい共同生活の秩序」の含意がそれ以上追求されることはなかったということである。特に後者の点は、シュミット－リンプラー自身が必ずしもその内実を明らかにしていないことと相まって、「契約交渉は正しい共同生活の秩序を生み出す」といわれる時のその含意は、これまでの契約法学において一顧だにされない状況であった。その結果として、契約の不当性の主要な原因となる二当事者間の情報格差、交渉力格差について考察がなされる際には、あくまでも二当事者間で成立する契約の正当性に及ぼす影響という観点からのみの考察に限定されることとなり、いわば契約締結における弱者保護という視点に考察が限定されることとなったという問題がある。

これに対して、本稿では、このような受容の仕方とは異なった形で契約メカニズム説に検討を加え、長らく看過されてきた契約メカニズム説の重要な含意を抽出することとしたい。これは「契約メカニズムが機能する場合、それはどのような含意を持つものなのか」、あるいは「契約メカニズム説のいう正当性とはいかなることを意味するのか」、さらにはこれまで不問に付されてきた「契約法における新たな課題」、すなわち「正しい共同生活の秩序」とはいかなる意味であり、「それはどのようにして私的利益の追求により生成するのか」について考察することで

ある。すなわち、従来の契約法学に見られるように、「二当事者間において契約メカニズム説が機能しない場合」に考察を限定するのではなく、「契約メカニズム説が機能する場合」を一歩進んで検討し、そこで得た知見を複数当事者間での契約交渉の分析に及ぼすことによって、契約メカニズム説が有している「もう一つの重要な含意」を抽出しようと試みるものである。

（1）Walter Schmidt-Rimpler, "Grundfragen einer Erneuerung des Vertragsrechts" AcP147(1941) S.130, insb. S.156, ders. "Zum Problem der Geschäftsgrundlage" in Festschrift für Nipperdey (1955) S.1, insb. SS.5.

（2）Schmidt-Rimpler, oben Fn(1) AcP 147 S.130ff.insb. S.149ff., ders. oben Fn(1) Festschrift für Nipperdey SS.5. ところで、契約当事者間の利益保護に加え、社会における共同生活の正しい秩序付けという目的にも言及する制定法は、現代の我が国においても身近に見いだされる。例えば、消費者契約法1条は、消費者と事業者の間に存する情報格差・交渉力格差に鑑み、一定の場合の契約の取り消し、契約条項の無効を認めることにより、「消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与する」ことを目的とすると規定する。これを本稿の問題意識に即して見るならば、「共同生活の正しい秩序付け」の内実への問いかけは、「国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展」の内実への問いかけをもたらすこととなる。そこでは、「消費者の権利・利益の擁護」のみならず、例えば「社会的厚生の増大」の持つ法学的意味もまた問われることとなる。

（3）シュミットーリンプラーが掲げる例としては、AcP147 S.157 fn.34 等参照。

第二章　契約メカニズム説と純粋交換経済

本章では、シュミット－リンプラーの契約メカニズム説をより操作可能な形で敷衍することを試みる。つまり、契約メカニズム説の基本的主張をゆがめることなく、より立ち入った分析・操作を可能とするために、生産を含まない二財・二当事者間の交換経済（最小単位の純粋交換経済）を想定し、以下のような前提条件列挙の形で契約メカニズム説を記述しなおすこととする。

(1)登場する契約当事者は二人であると考える（一人をA、もう一人をBとする）。

(2)次に、契約交渉の対象となる財はAからBに移転するx財（例、穀物）と、BからAに移転するy財（例、衣料）の二財であると考える。

(3)この財の交換を目的としてなされる契約交渉においては、両当事者ともに相手方から（また、第三者から）契約の締結を強制されることはない。

(4)この状況のもとで、合意にいたったならば、当該契約は当事者双方にとり納得のゆくものとなっているはずであるという意味において、当該契約は正当(richtig)である。

(5)少なくとも両当事者間に関する限りでは（つまり契約内容自体の反公共性という問題を除いては）、両当事者にとり納得がゆくものとなっていること以上の正当化理由は、当該契約の正当化理由としては必要とされない。つまり当該契約が「正当」であるというためには、「契約内容」が、当事者外在的な「正義」の要請に適っていることは要求されない。

(6)この契約メカニズムによる利益調整を経た契約は、共同生活の「正しい秩序」をも生成することとなる。

シュミット－リンプラーの契約メカニズム説を以上のように記述し直すならば、契約メカニズム説とは、次のよ

うなものであると言い換えられることになる。

「意思表示の合致が契約成立の要件とされており、かつ意思表示をなすことを何人も強制されない以上、契約当事者は契約の締結拒否権を保証されていることになる。よって二人の当事者が二財の交換を行おうとする場合、仮に当事者が時間や費用に制約されることなく二財の交換条件を納得のゆくまで調整することができるならば、その結果達成された契約は双方の当事者にとり納得のゆくものとなっているはずである。この点に当該契約の正当化根拠を見いだすことができると同時に、この契約は正しい共同生活の秩序を生成するものである」と。(4)

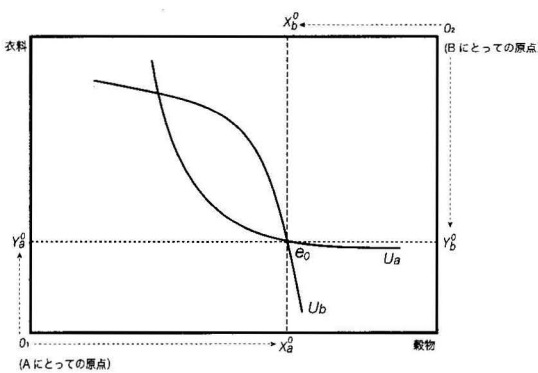
具体例としてAとBの間での穀物と衣料の交換経済を取り上げよう。Aは沢山の穀物を所有しているが、衣料が不足しており、より多くの衣料を必要としている。他方、Bは衣料は沢山あるが、穀物が足りない。よって、A・Bともに、互いの穀物と衣料を交換することにより、双方の必要性を満たそうとする欲求がここには存在している。この自らの必要性を満たそうという欲求に導かれてAは穀物を提供し代わりに衣料を得るべく、Bは衣料を提供し代わりに穀物を得るべく交渉を開始する。この最も単純化された交換経済においては、A・Bにとり最大の関心事である契約条件は、穀物と衣料との「交換比率」である。Aは若干の穀物を手放すだけでなるべく多くの衣料を得ようとし、Bは若干の衣料を手放すだけでなるべく多くの穀物を得ようと欲するという意味において、A・Bはいずれも「私的利益」を追求する主体である。両者は穀物と衣料との交換比率および交換量に関して交渉を行うが、自らの意思に反して締約を強制されることはないから、相手の申し出る交換比率および交換量に納得がゆかなければ契約の締結を拒むことができる。このとき、当事者が合意に至った場合には、それぞれの当事者が自由な交渉の結果、穀物と衣料との交換比率と交換量につき納得したからである。つまり、お互いにとって納得のゆく交換条件をこの契約は表していることとなり、よって、この契約は両当事者にとり正当であると受け止められているはずである。

ここで、A・Bは、取引開始前にはそれぞれ穀物と衣料を(x_a^0, y_a^0)、(x_b^0, y_b^0)という量だけ所有しているとしよう。[5] この経済は、AとB、そして穀物と衣料という二当事者・二財から成り立っている。よって、当該経済の穀物の総量x_tは$x_t = x_a^0 + x_b^0$と表され、衣料の総量y_tは$y_t = y_a^0 + y_b^0$として表される。[6] この初期状態から、A・Bは自身に必要な財、例えばAは衣料を、Bは穀物を手に入れるため交渉を開始することになる。この時、二財・二当事者からなる純粋交換経済は「エッジワースのボックスダイアグラム」（以下「エッジワースボックス」と呼称する）と呼ばれる図1を用いて表現することができる。ここでは長方形のボックスの底辺の長さはこの社会における穀物の総量、つまり$x_t(= x_a^0 + x_b^0)$を表しており、高さは衣料の総量、つまり$y_t(= y_a^0 + y_b^0)$を表している。このエッジワースボックスにおいては原点0_1はAにとっての原点であり、右上角の原点0_2はBにとっての原点である。

図1において、AとBの穀物と衣料との初期保有量（初期配分状態）は、点e_0で表される。e_0はAからみるならば(x_a^0, y_a^0)の穀物と衣料が配分されている状態を示し、Bからみるならば(x_b^0, y_b^0)が配分されている状態を示す。また初期配分状態におけるAの効用を表す無差別曲線はe_0を通る曲線U_aで示され、初期配分状態におけるBの効用を表す無差別曲線は同じくe_0を通る曲線U_bで示されている。このe_0における初期配分状態を出発点として、AとBは交渉により財の交換を行うことになる。この交換は図のどの地点で合意されることになるのだろうか。

交換の結果、A・Bいずれか一方の効用がe_0を通る各自の無差別曲線

【図1　エッジワース・ボックス1】



により表されている効用水準よりも減少する場合には、A・Bは合意を拒否することができるから、交換はなされない。よって、A・Bの内、少なくとも一人の効用が増大し、他方の効用が減少しない場合に限り交換はなされることになる。換言すれば、図1上で初期状態e_0からの移動が生ずるためには、少なくとも一方の効用が増大せねばならないことになる。このことを図1で見るならば、この移動はe_0を通るA・Bの二つの無差別曲線で囲まれるレンズの縁あるいはレンズの内部にしか移行しないことを意味する。他方、図1においてレンズの縁あるいは内部以外の部分では、少なくともどちらか一方にとり効用の低下が生じるため、交換が成立しないこととなる。

また、レンズの縁上で交換をなした場合、例えばe_0を通るAの無差別曲線上で交換がなされる場合には、Aは交換前よりもなんら不利になっていないが、Bは交換前にくらべ効用が増大する。よって、Aが自身の効用増大を顧慮することなくBの効用増大のために交換しようとするならば、合意が成立する余地がある。レンズの内側で交換した場合は、e_0に比べてA・B双方の効用が増大するため合意が成立しうる。この場合、レンズの縁ないし内部での交換は、すべての当事者の効用を低下させることなく、少なくとも一人の効用を増大させているといえる。いずれの場合にも、関係当事者の誰の効用を低下させることなく、関係当事者の誰かの効用が増大しているという意味において、この交換の結果は初期配分を示すe_0に比べて「パレート改善」を果たすものである。

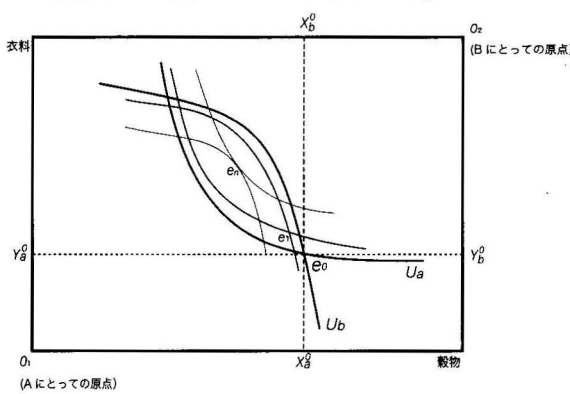
ここで、図2を見てみよう。e_0は初期配分状態を示すから、レンズの中にある点e_1で示される交換条件は両当事者にとりパレート改善となるため、両当事者はe_0よりe_1を選好するはずである。そこで両当事者は交渉によりe_0からe_1に移行する契約を締結したとする。しかし、今度は交換後のe_1を現状と考えると、さらにe_1を通る二つの無差別曲線を描くことができる。ここに再びレンズができるためe_1よりもレンズ内部にある点を両当事者は選好することになる。このようにして、レンズ内部にある新しい配分状態を考えてもそこが無差別曲線の交点となるならば、効用の増大に動機づけられてさらに交渉が継続することになる。結局交渉が終結するのは、e_nにおけるように、二

人の無差別曲線が接する点において交換がなされた場合である。e_nからの離脱は、右上に行くとBの効用が低下し左下に行くとAの効用が低下する。あるいは、右下・左上に行くと双方の効用が低下する。よって、e_n点以外にこれ以上A・Bの効用を増加させる点はなく、もはやこれ以上の交換はなされない。二つの無差別曲線が接するe_n点は、それ以上誰かの効用を減少させることなく誰の効用をも増大させることはできない点であり、e_n点は「パレート効率」な状態を示している。

このように取引（契約）は、初期配分状態e_0を通る二つの無差別曲線に囲まれるレンズの内部にあり、かつ両当事者の無差別曲線が接する点において終結するが、エッジワースボックス内部において二つの無差別曲線が接する点e_nは無数に存在している。この時、図3に描かれているように、エッジワースボックス内に無数に存在する無差別曲線の接点によって描かれる軌跡は「契約曲線(contract curve)」と呼ばれる。この契約曲線上の任意の点は、すべてパレート効率な状態を示しているが（但し、e_0を初期配分状態とする設例では、レンズで囲まれる領域内の契約曲線上の点のみがパレート効率である）、e_0から交渉を開始しレンズで囲まれる領域内に位置する契約曲線上のどの点で合意が最終的に成立するかは、当事者の交渉力に依存することになる。さらに、同じく図3内の破線で描かれているe_0点と最終合意点e_nとを結んだ直線の傾きは、穀物と衣料との交換比率を表していることも容易に理解されよう。

結局、両当事者が契約締結の拒否権を有する自由な交渉環境のもとで

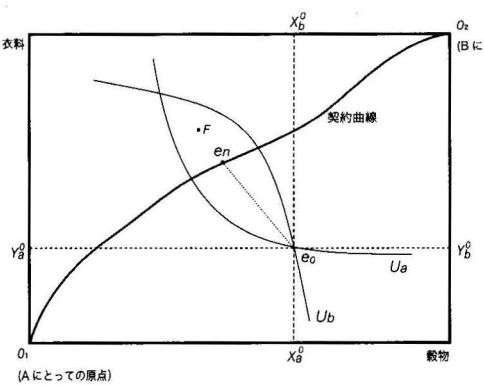
【図2　エッジワース・ボックス2】



は、当事者はパレート効率状態にいたるまで交渉を続けることになる。また、最終合意にいたった場合には、当該取引はパレート効率状態にあるということになる。エッジワースボックスで記述される二当事者の自由な交渉メカニズムは、シュミットーリンプラーの契約メカニズムをその本質的内容を保ちつつ敷衍可能な形に翻案したものであることを想起するならば、以上の考察は次の暫定的結論として纏めることができる。

まず、両当事者は財の初期配分状態から、各自の効用の増大という誘因（動機＝インセンティブ）にのみ導かれて契約交渉を行うのであり、契約交渉を促すためには各自の効用の増大以外の当事者外在的な目的を仮定する必要はないということが確認される。また、錯誤や詐欺・強迫等、両当事者の意思決定過程に歪みが存在しない場合には、当該取引は両当事者にパレート改善状態をもたらすのであり、シュミットーリンプラーのいう「契約メカニズムは当事者双方にとり満足のゆく利害調整を実現する」とは、意思決定の歪みがないという条件下での交渉の結果合意に至った当事者は、ともに以前よりも大きな効用を得ていることを意味する。当該取引が両当事者の効用を増大させるからこそ、両当事者は当該取引に合意するという知見は、その履行を促す要因が当該取引に内在していることも含意する。[7] さらに、両当事者は効用増大の余地が残っている限り交渉を継続するが、両当事者の無差別曲線の接点において合意が成立することで、交渉は終結する。この無差別曲線の接点は、もはや誰かの効用を低下させることなく、他の誰の効用をも増大させることのできない状態、すなわちパレート効率状態を表している。そして以上の考察の限

【図 3　契約曲線】



りでは、シュミット＝リンプラーのいう契約メカニズムにより生成される「共同生活の正しい秩序」とは、二当事者からなる社会において自由な契約交渉によりパレート効率的な財の配分が実現されている状態として理解されることになる。

（4）この点経済学においても次の様な指摘がみられる。矢野誠『ミクロ経済学の応用』（岩波書店・二〇〇一）六九頁は、「交渉とは参加者のそれぞれが現状よりよりよくなる可能性を求めて話し合うことである。交渉の場で、自分の状態が現状より悪化するような提案が行われれば賛成するはずはない。その場合、交渉を続けるために自分から対案を出す必要があるかもしれない。他方、自分の状態が改善するような提案ならば賛成し、さらに状態を改善できるような対案を提案する場合もあるだろう。このような提案と再提案を何度も繰り返し、参加者のだれもが納得するような状況を生み出そうとするのが交渉である。皆が納得する状況が作り出せたら、それを遂行するという約束が結ばれる。この約束が契約(contract)である」とする。

（5）このような交換前の財の初期配分状態を初期賦存量(initial endowment)ないし初期保有量(initial holdings)という。参照、西村和雄『ミクロ経済学』（東洋経済新報社・一九九〇）二四二頁。

（6）x_a^0との表記の右下の添え字 aは、当事者Aの所有する財の量を示すことを意味し、右上の添え字$\mathbf{0}$は交換前の当初の保有量であることを示す。またx_tとの表記の右下の添え字 tは該当する財の当該社会における総量を示す。またBの保有する財の数量は、原点を$\mathbf{0}_2$として量られたものである。

（7）このことはしかし、契約締結後に明らかになる事情を条件として付加することで、不履行のインセンティブが発生する場合のあることを排除するものではない。

第三章　契約交渉による競争秩序の生成 ― エッジワースの極限定理 ―

前章では、シュミット＝リンプラーの契約メカニズム説をエッジワースボックス内での財の交換活動に翻案することにより、これまで顧みられることのなかった契約メカニズム説の含意への手がかりを得ようと試みた。もっとも、上記の検討は当事者を二人とし、生産を含まない最小単位の純粋交換経済を前提としたために、契約当事者間での契約メカニズムの「正当性担保機能」と、「共同生活の正しい秩序」を生成する契約メカニズムの機能とは、最終合意はパレート効率的な状態を表すという点において一致しており、両者の含意の違いは顕在化しない。そこで本章では、第二章で得られた知見を当事者がn人の場合の純粋交換経済に拡張してみることとする。この純粋交換経済においては、n人の契約当事者が各人の効用最大化を目指し相互に交渉を積み重ねることになる。本章ではこのn人経済における契約メカニズムの働きを考察することにより、自由な契約交渉から生成されるもの、すなわちn人経済における契約メカニズムの含意を明らかにしてみたい。(8)

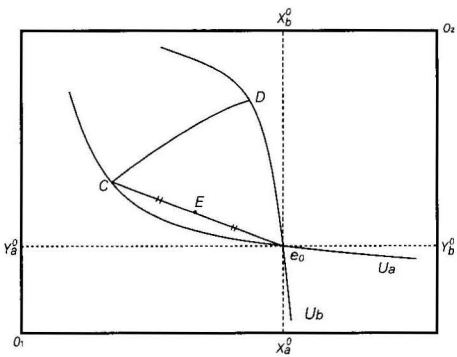
第一節　2×2人レプリカ経済

図3に示されていたように、A・Bの無差別曲線により囲まれるレンズにより囲まれた（縁を含む）契約曲線上の全ての点はパレート効率的な点となるのであった。この場合、当該契約曲線上の任意の点の内いずれが優れているかは決定できず、図3上に示される契約曲線のどの点において最終的な合意を見るかは当事者の交渉力に依存するのであった。もっとも、図3は両当事者の初期配分状態がe_0で示された場合に、少なくとも最終合意はレンズで囲まれる契約曲線上のいずれかの点において成立することを教えている。それは、契約曲線上にない点、例えば図3の点Fは決して当事者により選択されることはないことを含意しており、この意味において合意の成立する一定

の範囲を明示するものといえる。この場合、契約曲線上にない点Fはレンズで囲まれた契約曲線上の任意の点に劣後するが、これを言い換えて、点Fは契約曲線上の任意の点によってその実現を「阻止される」と表現する。また、契約曲線上の一点での合意がなされたならばそれは最終的合意となるということの意味は、一旦契約曲線上で合意が成立したならば、そこから離脱しさらなる交渉と合意をなすインセンティブを両当事者がともに持つことはないということである。

ここで、n人経済における契約メカニズムの帰結を考察するための準備作業として、まず当事者が**A**・**B**の二人から、四人に交渉参加人数が増えた場合を考えてみよう。この時、少し技巧を凝らし、新たに加わった二人の内一人は**A**と瓜二つの人、つまり**A**のレプリカであり、他の一人は**B**と瓜二つの人、つまり**B**のレプリカであるとしよう。これを**A′**・**B′**とすると、**A**・**A′**、**B**・**B′**はそれぞれ同一の効用関数を有することになる。このような当初の当事者**A**・**B**のそれぞれのレプリカを参加者として加えた純粋交換経済を、「レプリカ経済」と呼ぶ。このレプリカ経済においては、当初当事者**A**・**B**を、一回だけ複製した（即ち、2重に複製した）**A′**・**B′**というレプリカを想定するから、参加者の数は**2 × 2 = 4** 人となる。更に複製を進めると、**A**・**B**をn重に複製した経済を考えることもでき、この場合の参加人数は$2 \times n = 2n$ 人となる。このように**A**・**B**をn重に複製した経済を「n重レプリカ経済（n-folds replica economy）」と呼ぶ。**2 × 2** 人レプリカ経済（＝2重レプリカ経済）においては、**A**・**A′**、**B**・**B′**はいずれも図4におけるe_0点で示される初期保有量を有する。つまり **2 × 2** 人レプリカ経済全体における穀物の

【図4　2×2人レプリカ経済】



総量x_tと衣料の総量y_tはA・A′、B・B′の保有する穀物の初期保有量及び衣料の初期保有量の和として表される。A′、B′はそれぞれA、Bの複製であるからA、Bと同様の初期保有量、つまり(x_a^0, y_a^0)、(x_b^0, y_b^0)を有し、よって$x_t = 2x_a^0 + 2x_b^0, y_t = 2y_a^0 + 2y_b^0$ の関係が成り立つ。

2×2人レプリカ経済においては、A・A′、B・B′の4人が各人の効用の最大化を目指し自由に交渉を行う。今、図4においてA・A′がB・B′からC点での交換を提案されたとしよう。この提案に対して、A・A′は一つの計画を練った上で次のような返答をなす。つまりAのみがBとの交換に応ずると返答するのである。この返答にBが応ずれば、A・A′の内、A・Bのみが互いの交換によりC点に移行し、A′、B′はe_0点に止まったままとなる。今や、AはC点に、A′はe_0点にいることになるが、ここでA・A′は当初の計画に従い、互いの財が均等となるように交換を行う。これにより、A・A′はCとe_0の中間点である図のE点に移行することができる。E点はU_aで示されるA・A′の無差別曲線よりも北東方向に位置しているために、E点を通る無差別曲線はC、e_0に止まる場合に比べて大きな効用をA・A′に与えることを示す。つまり、A・A′およびBは、B′を取引から排除することによって、初期保有状態におけるよりも大きな効用を得ているのである。B′を排除しA・A′、B間で成立するこのような協調は「結託(coalition)」と呼ばれる。(9)

このような結託は以下の理由から必ず実現すると考えられる。まず、A・A′は二人そろってC点に移行するよりも、結託してE点に移行した方がより大きな効用が得られるため、C点よりもE点を選好する。Bにとっても、結託に参加しないでB′とともにCに移行するよりも、A・A′と結託した方がより大きな効用を得ることができる。というのも、A・A′はC点におけるよりもE点においてより大きな効用を得るため、E点での財の保有量から若干量をBに分け与えてもなおE点への移行が有利になるのであり、よってこの取り分を得ることによってBはC点におけるよりもより大きな効用を得ることができるからである。さらに、残るB′は、A・A′とBの結託を阻止できな

い。というのも、B′の反対にかかわらず、A・A′、Bは結託をなすことができるからである。契約メカニズム説の条件記述の示す通り、B′は自身は契約に参加しないという拒否権を持つのみであり、A・A′、Bが契約を締結することを阻止する権利を持たないのである。つまり、A・A′、Bの結託は必ず実現するのであって、この場合、全員がCに移行するという合意ではなく、A・A′がE点に移行し余剰益からの若干の取り分を譲渡することによりBがCよりも若干南西側の点に移行するという形でA・A′とB間の結託が成立することになる（B′はe_0点に止まることになる）。つまり、少なくとも全員がCで交換を行うという合意の可能性は、この結託により阻止されるのである。

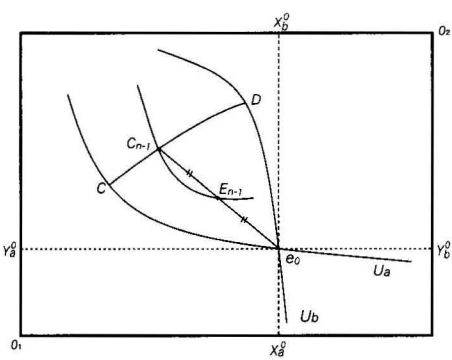
第二章の考察によれば、二財・二当事者からなる純粋交換経済においては、初期状態e_0からより大きな効用を得ようとしてなされる自由な交渉の結果は、契約曲線上のいずれかの点に帰着するはずであった。しかし右に見たように、**2×2**人レプリカ経済においては少なくとも契約曲線上のC点は選ばれない点であることが判明する。同様に図4のD点も、今度はB・B′、Aの結託により実現を阻止される点であることが判明する。さらに同様の考察により、CおよびDの近傍の点も結託により実現を阻止される点であることが判明する。つまり、契約曲線上のC点やD点、およびその近傍の点は、合理的な契約当事者によっては選択されない点であり、自由な交渉によっては実現するはずのない点なのである。このように、二当事者の下では最終的な合意点として選択される可能性のあった契約曲線上の点の内には、契約交渉に参加する当事者の数が増加するならば選択されない点が存することが判明する。

このような**2×2**人レプリカ経済の知見は、どこまで拡張可能であろうか。次の図5において、点C_{n-1}が上記と同様の考察により、果たして実現を阻止される点となるかを考えてみよう。上記と同様にA・A′、B・B′は初期保有状態を示すe_0点を始点として、自由な交渉により契約を締結する。仮にA・A′とBが結託し、B′を除いてAとBが

C_{n-1}点に移行することを合意したとしよう。この時C_{n-1}点に移行したAとe_0点に止まっていたA′は、互いの財が均等となるよう交換を行い、その結果A・A′はE_{n-1}点に移行することになる。この場合、e_0点に留まっていたA′にとっては、E_{n-1}点への移行は効用を増大させることになるから、A′は結託を履行するインセンティブを持つ。他方、AはC_{n-1}からE_{n-1}に移行したとしても、無差別曲線がC_{n-1}とE_{n-1}を通っている以上、効用の増大はない。しかし、この移行により効用は低下しないため、少なくとも結託を破るインセンティブをAは持たないということができる。

他方、Bは結託に参加し、A・A′がE_{n-1}に移行することでA・A′に生ずる余剰益の一部を取り分として得ることができるのであれば、結託しないで全員でC_{n-1}に移行する場合に比べより大きな効用を得ることができるのはすでに見た通りである。しかし、図5におけるAはA′と財の均等分割を行いC_{n-1}からE_{n-1}に移行したとしても、C_{n-1}に留まっている場合に比べ余剰益を得ることはない（このことは、Aの無差別曲線がC_{n-1}とE_{n-1}を通っていることからわかる）。図5の場合には、AはA′と共同してBに余剰益の一部を取り分として与えることができないのである。従って、A・A′との結託に参加する場合と、結託に参加せず全員でC_{n-1}に移行する場合との間でBの効用の大きさには違いがない。よって、図5の場合にBが結託に参加するとしても、それは結託に参加しない場合が、参加する場合よりもより大きな効用をBに与えるわけではないという消極的な理由に基づくことになる。

【図5　2×2人レプリカ経済2】



さらに図6を見てみよう。図6においては、Aは結託によるBとの交換により一旦C_nに移行した後にA′との間で均等分割を行うと、E_nに移行することが示されている。しかし、C_nに留まる場合に比べ、E_nに移行するなら

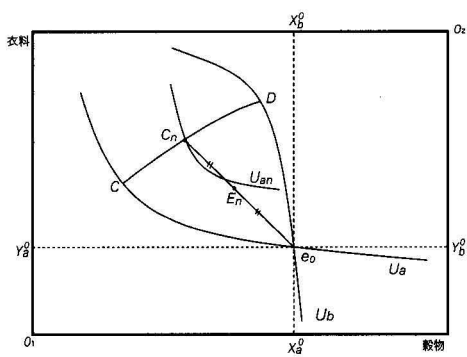
ばAの効用は低下するため（C_nを通るAの無差別曲線U_{an}はE_nの上方を通っている）、A′との財の均等分割をAが履行することはない。この時、A′はAのレプリカであるからAと同一の効用関数を持っており、C_nに移行した後Aが均等分割の合意を履行するインセンティブを持たないことをA′は知っている。そのため、図6で示される状況においてはA′はこの結託に参加せず、よって契約曲線上の点C_nが結託により阻止されることはない。

第二節　2×2人レプリカ経済

2×2人レプリカ経済の下では、図6で示される状況においては、A・A′、B間の結託は成立しないことを前節で見た。図6において結託が成立しない理由は、AとBとの交換の後、C_n点に移行したAと、e_0点に留まっているA′との間で均等分割がなされるべきところ、C_n—e_0の中間点E_nがAの無差別曲線U_{an}の左下方にあるために効用の低下を欲しないAが均等分割を履行せず、またそのことをAと同一の効用関数を持つA′が知っているからであった。よって、2×2人レプリカ経済の下では、C_n点は結託により阻止されない合意点となる。

ここで、当該交換関係への参加人数を増やし、2×4人のレプリカ経済を考えてみよう（4重レプリカ経済）。この2×4人レプリカ経済における交渉参加者はA_1～A_4、B_1～B_4の八人となる。この2×4人レプリカ経済の下で、B_4を除いた残りの者が結託し、図6におけるC_nに移行するとしよう。すなわち、この結託においては、A_1はB_1と、A_2はB_2と、A_3はB_3とそれぞれ財を交換し、その後e_0に留まっていたA_4とA_1～A_3との間で財の均等分

【図6　2×2人レプリカ経済3】

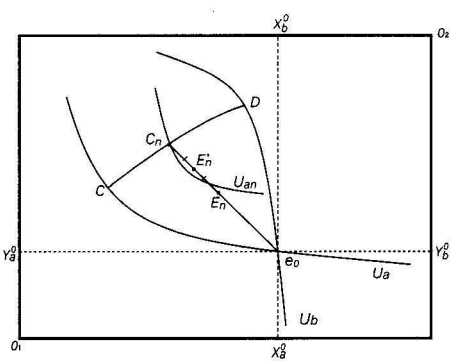


割が行われることになる。B_1～B_3との交換の結果C_n点においてA_1～A_3は穀物と衣料を$\left(x_a^3, y_a^3\right)$保有するとする。ここから$A_1$～$A_3$は$A_4$との間で財の均等分割を実行する。$A_4$は$e_0$点に留まっていたため$\left(x_a^0, y_a^0\right)$の財を保有しているから、均等分割により$A_1$～$A_4$は$\left(\frac{3x_a^3+x_a^0}{4}, \frac{3y_a^3+y_a^0}{4}\right)$を等しく保有することになる。この分割後の保有状態を表す点をE'_nとすると、E'_nは直線C_n—e_0を4分割しC_nからe_0に向かって4分の1の地点に位置することになる。図6にE'_n点を書き加えたものが図7である。

この結託は果たして成立するであろうか。図7に示されているように、仮にE'_nがC_nを通るAの無差別曲線U_{an}よりも北東に位置するのであれば、A_1～A_3はC_nに留まるよりもE'_nに移行する方がより大きな効用を得られるから、均等分割の合意を履行するインセンティブを持つ。同一の効用関数を持つA_4はA_1～A_3のかかるインセンティブを知ることができるから、A_4もこの結託に参加するインセンティブを持つ。また、C_nからE'_nに移行することでA_1～A_3には余剰益（＝効用の増加分）が生ずるから、A_1～A_4が共同して若干の取り分をB_1～B_3に与えるならば、B_1～B_3は結託に参加せずにA_1～A_4とB_1～B_4の全員でC_nに移行する場合よりも大きな効用を得ることができる。よってB_1～B_3も結託に参加するインセンティブを持つ。最後に、残るB_4がこの結託を阻止することができないことは、**2×2人レプリカ経済**の場合と同じである。以上により、均等分割後の点E'_nがC_n点を通る無差別曲線よりも大きな効用を与える点であるならばこの結託は成立し、契約曲線上の点C_nは実現が阻止されることになる。

それでは、C_nを通るA（＝A_1～A_4）の無差別曲線U_{an}がさらにC_nに近接した

【図7　2×4人レプリカ経済】

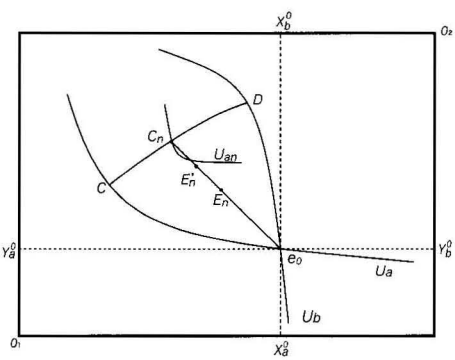


ところでC_n―e_0直線と交わっている場合はどうであろうか。図8においては、無差別曲線U_{an}は直線C_n―e_0を4分割しC_nからe_0に向かって4分の1の地点にあるE'_nの上方に位置しているために、**2×4**人レプリカ経済をもってしても結託は実現しないことがわかる。このような場合、契約曲線上の点C_nは結託によっては阻止されないために、これに優越する交換を実現する点が存せず、よって点C_nは最終合意点としての可能性を保持しているということができるのであろうか。

図8の状況に対応するためには、**A・B**のレプリカをさらに増加させてみるとよい。つまり、**A・B**をn重に複製した場合を考えるのである（**2×3**人レプリカ経済）。n重にレプリカを作成するから、この経済における交渉参加者は、A_1～A_n、B_1～B_nの**2×3**人である。この時、B_nを除く、A_1～A_n、B_1～B_{n-1}が結託し、A_n、B_nをe_0に残してC_nに移行し、その後A_1～A_{n-1}はA_nと財の均等分割を実行する。財の均等分割の結果A_1～A_nが保有する財の量は、直線C_n―e_0をn分割しC_nからe_0に向かってn分の1に位置する点において示される。このnの数を増加させることにより（すなわち交渉参加者の数を増加させることにより）、均等分割の結果を示す点（これを仮にE^*_nとする）を限りなくC_nに近づけることができる。これにより、C_nを通る無差別曲線U_{an}がいかにC_nに近い地点で直線C_n―e_0と交差しようとも、E^*_n点をU_{an}の上方に位置させることが可能となる。

この時、A_1～A_{n-1}は、結託に参加し一旦C_nに移行した後に、e_0に留まっていたA_nと財の均等分割を実行しE^*_nに移行するならば効用の増加を得ることができるために、結託に参加し均等分割を実行するインセンティブを持

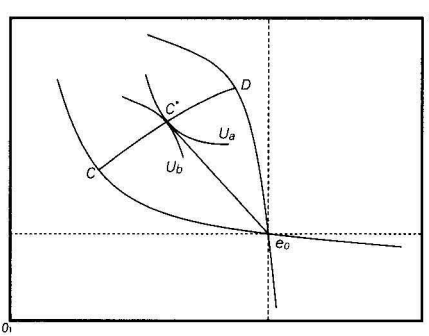
【図8　2×n人レプリカ経済】



つ。A_nは他のAと同一の効用関数を持っておりA_1～A_{n-1}のかかるインセンティブを知ることができるから、A_nもこの結託に参加するインセンティブを持つ。また、C_nからE_n^*に移行することでA_1～A_{n-1}に余剰益が生ずるから、A_1～A_nが共同して若干の取り分をB_1～B_{n-1}に与えるならば、B_1～B_{n-1}は結託に参加せずに全員でC_nに移行する場合よりも大きな効用を得ることができる。よってB_1～B_{n-1}も結託に参加するインセンティブを持つ。最後に、残るB_nがこの結託を阻止することができないことは、これまでの場合と同じである。このように、契約交渉への参加人数を増加させるほどに均等分割後の点E_n^*はC_nに近づくことになり、この結託は成立するため契約曲線上の点C_nも実現が阻止されることが判明する。

それでは、A・Bを無限に複製しても結託により覆すことのできない契約曲線上の点というものは存しないのであろうか。これを示すのが図9である。図9においては、契約曲線上の点C^*において、直線C^*e_0とA・Bの無差別曲線U_a・U_bが互いに接している。この時、このレプリカ経済への参加人数をどれだけ多くしても（つまりn重レプリカ経済におけるnを無限大にしても）、e_0に留まるAグループの一人（これをA_iとする）とC^*に移行した残るAのメンバーとの均等分割の結果であるE_n^*は無限にC^*に近づくのみであり、E_n^*が無差別曲線U_aの上方向に位置することはない。よって、e_0に留まるA_iとC^*に移行した残るAのメンバーとの均等分割の結果、C^*に移行したAのメンバーの効用は増加しないから、このAのメンバーはA_iとの均等分割の合意を履行することはない。他のAのメンバーと同じ効用関数を持つA_iも均等分割の合意が履行されないことを知っているから、A_iはこの結託に参加せず、よって契約曲線上の点C^*は結託によ

【図9　2×n人レプリカ経済2】



り阻止されることのない点であることがわかる。

契約曲線上の任意の点CにおいてA・Bの二つの無差別曲線は互いに接するが、この二つの無差別曲線の一方と直線$C—e_0$がC以外の点でも交差する限り、交渉参加者数の増加に応じて当該Cは結託により必ず阻止されることがわかる。しかし、n重レプリカ経済におけるnをいかに大きくしても（つまり交渉参加者の数をいかに増やしても）結託によって決して阻止されない契約曲線上の点C^*が存在しており、そのC^*とは、$C^*—e_0$を結んだ直線とA・Bの無差別曲線U_a、U_bが、C^*において接している点なのである。

このように、図9におけるC^*点は結託によっても阻止されることのない点であるが、その特徴はいかなるものであろうか。まず、直線$C^*—e_0$の傾きは二財の交換比率を示しており、これは二財の価格の比率を示すものと見ることもできる。二財の価格の比率が直線$C^*—e_0$の傾きとして示され、かつこの直線はA・Bそれぞれにとっての初期保有量を示すe_0点を通っているから、直線$C^*—e_0$の上の任意の点はA・Bそれぞれにとりこの価格比率の下で実現可能な財の組み合わせであることがわかる。つまり、直線$C^*—e_0$はA・Bそれぞれにとって、0_1または0_2を原点とする予算線を意味することになる。そして、A・B各自の無差別曲線U_a・U_bがC^*においてこの予算線$C^*—e_0$に接しているということは、A・B双方ともそれぞれの予算制約の下でC^*点において各自の効用を最大化していることを意味する。しかも、U_a・U_bはC^*において接しているから、C^*において二財の需要と供給は一致していることもわかる。

つまり、図9における点C^*においては、それぞれの予算制約の下でA・Bは各自の効用を最大化し、かつ各財の需要と供給が一致しているという意味において、C^*は競争市場における均衡点としての性質を備えていることが判明する。すなわち、「取引費用ゼロの条件下で自由な契約交渉がなされるとき、交渉への参加者が多くなるほど契約曲線上の点は競争均衡点に収束する」ことがここに示されている。これが「エッジワースの極限定理（Edgeworth's

limit theorem)」[10]と呼ばれる考え方である。

もっとも、契約交渉の結果としての均衡状態は競争均衡に収斂するが、取引費用ゼロといったそこに前提とされている諸条件が現実には満たされないものである以上、契約交渉が実際に競争均衡に帰着すると考えることには困難がある（例えば、取引の相手方を探索するためにかかるサーチコストを考慮すると異なった結論が導かれる）。しかし、極限定理は、価格メカニズムに依らない自発的な契約交渉が仮に取引費用ゼロといった理想的状況において遂行され、そこで参加者の効用を高めようと様々な結託が試みられたとしても、競争均衡における配分は決して覆されることがないことを明らかにする。つまり、価格メカニズムは、膨大な時間と労力をかけて遂行される多人数間での契約交渉の帰結を、その時間と労力を大幅に節約する形で実現するものであり、さらに、競争的市場において一旦均衡が実現されたならば、それはいかに時間と労力をかけても結託によって覆されることはないという頑強性を有することがここに示されているのである。[11]

以上の考察は次のように纏めることができよう。シュミット＝リンプラーが、契約メカニズムは私的利益の追求の結果として共同生活の正しい秩序を生成すると述べるとき、その理論的射程は契約の二当事者間により生成される秩序に決して止まるものではなく、多数の市場参加者により生成される秩序にも及ぶものである。そこでは、望まない契約の締結を拒否する権利が契約当事者に保障されることによって、当該二当事者間での契約の「正当性・正しさ(Richtigkeit)」が保障されることが帰結されるのみならず、さらに進んで契約交渉への参加者をn人に増加させるならば、市場における競争均衡に近似する秩序までもが契約交渉を通じて自生的に生成するのである。すなわち、シュミット＝リンプラーのいう契約メカニズムにより生成される「共同生活の正しい秩序」とは、市場における「競争均衡」（あるいはその近似的状態）の実現と見ることが可能なのである。

第三節　若干の数式による表現

最後に、前節までに見たところを簡潔に把握するために、簡略化されたものではあるが若干の数式を用いて表現してみよう。[12]

まず、前掲図4に基づき、2×2人レプリカ経済における結託について考えてみよう。この経済においては、A・A′、B・B′の4名が交渉に参加し、その内A・A′とBとが結託して財の交換を行う。A・A′各自のe_0における財の初期保有量をそれぞれ(x_a^0, y_a^0)、B・B′各自のe_0における財の初期保有量をそれぞれ(x_b^0, y_b^0)とする。また、結託によりAとBのみが財を交換し、その後Aとe_0点に留まっていたA′が財の均等分割を実行した後のE点におけるA・A′の保有量を(x_a', y_a')とし、結託によりC点に移行したBの保有量を(x_b^1, y_b^1)とする。結託に参加したA・A′とBの3人が有する財の総量は、結託前と結託後とで変化はないから、以下の式が成り立つ。

$$2\begin{pmatrix} x_a^0 \\ y_a^0 \end{pmatrix} + \begin{pmatrix} x_b^0 \\ y_b^0 \end{pmatrix} = 2\begin{pmatrix} x_a' \\ y_a' \end{pmatrix} + \begin{pmatrix} x_b^1 \\ y_b^1 \end{pmatrix}$$

これを変形すると、以下のようになる。

$$\begin{pmatrix} x_a' - x_a^0 \\ y_a' - y_a^0 \end{pmatrix} = \frac{1}{2}\begin{pmatrix} x_b^0 - x_b^1 \\ y_b^0 - y_b^1 \end{pmatrix} \quad (1)$$

式(1)は、図4における直線E—e_0の長さは直線C—e_0の長さの半分であることを示し、Eが直線C—e_0の中間点

に位置することを示している。

ここで一般に、定義域内の二つの異なるベクトルu、vが与えられ、かつ$0 \wedge t \wedge 1$を満たす全てのtに対して、

$$U(v) \geqq U(u) \Rightarrow U[tv + (1-t)u] > U(u) \tag{2}$$

が成り立つならば、この関数Uは「強い意味での準凹関数(strictly quasi-concave function)」と呼ばれる[13]。今契約当事者A・A′の効用関数Uが条件(2)を満たすとしよう[14]。

ここで点Cと点e_0におけるA・A′の財の保有量をそれぞれベクトルv、uと表示すると、それぞれの点においてA・A′が得ている効用は等しいから、

$$U(v) = U(u)$$

が成立している。よって条件(2)より、

$$U[tv + (1-t)u] > U(u) \tag{3}$$

が成り立つことが分かる。

2重レプリカ経済においては結託による均等分割後の財の保有量を表す点Eは直線C—e_0の中間点に位置するのであるから、$t = \frac{1}{2}$となる。これを式(3)に代入すると、

$$U(\frac{1}{2}v+\frac{1}{2}u)>U(u) \tag{4}$$

となる。

ベクトル$\frac{1}{2}u+\frac{1}{2}v$は$E$を表すから、式(4)は、点$E$において$\mathrm{A}\cdot\mathrm{A}'$の得る効用は、確かに点$C$および点$e_0$において得られる効用よりも大きいことを示している。つまり、$\mathrm{A}\cdot\mathrm{A}'$、$\mathrm{B}$の結託は全員で点$C$に移るよりもより大きな効用を$\mathrm{A}\cdot\mathrm{A}'$に与えることがこの式から判明する。

次に図8に基づき、n重レプリカ経済における結託について考えてみよう。ここでも結託後の財の均等分割がタイプAの間で実行された後の財の保有量を(x'_a, y'_a)とする。またe_0点にとりあえず留まったタイプAのメンバーをA_iとする。今タイプAのn人とタイプBの$n-1$人が結託すると、この場合も結託に参加した者の保有する財の総量は結託前と変化しないので、以下の式が成立する。

$$n\begin{pmatrix} x'_a \\ y'_a \end{pmatrix}+(n-1)\begin{pmatrix} x_b^0 \\ y_b^0 \end{pmatrix}=n\begin{pmatrix} x'_a \\ y'_a \end{pmatrix}+(n-1)\begin{pmatrix} x_b^1 \\ y_b^1 \end{pmatrix}$$

これを変形すると、以下のようになる。

$$\begin{pmatrix} x'_a-x_a^0 \\ y'_a-y_a^0 \end{pmatrix}=\frac{n-1}{n}\begin{pmatrix} x_b^0-x_b^1 \\ y_b^0-y_b^1 \end{pmatrix} \tag{5}$$

式(5)の意味するところは、図8における直線E'_n—e_0の長さは直線C_n—e_0の$\frac{n-1}{n}$倍の長さであるということであり、E'_nがC_nからe_0の方向に向かって$\frac{1}{n}$の距離に位置するということである。

ここで点C_nに移行したAグループのメンバーと点e_0に留まったA$_i$の財の保有量をそれぞれベクトルv'、uと表すと、図8の示すように点C_nの方が点e_0におけるよりもより大きな効用をAグループのメンバーには与えるから、

$$U(v') \vee U(u)$$

が成立している。よって条件(2)より、

$$U[tv' + (1-t)u] \vee U(u) \qquad (6)$$

が成り立つことが分かる。タイプAのn人と、タイプBの$n-1$人が結託する時、点E'_nは直線C_n—e_0を$1:n-1$に分割する地点に位置するから、式(6)のtは$t = \frac{n-1}{n}$となる。これを式(6)に代入すると、

$$U(\tfrac{n-1}{n}v' + \tfrac{1}{n}u) \vee U(u) \qquad (7)$$

が得られる。

ベクトル$\frac{n-1}{n}v' + \frac{1}{n}u$は図8における$E'_n$を表すから、式(7)は、点$E'_n$においてグループAの得る効用は、少なくとも点$e_0$において得られる効用より大きいことを示している。つまり、この結託に参加するインセンティブを少なく

ともA$_i$は有することがここに示される。

しかし、図8を用いて見たように、

$$U(\tfrac{n-1}{n}v' + \tfrac{1}{n}u) > U(v') \tag{8}$$

が成立しないのであれば、A$_i$以外のAグループのメンバーは均等分割を実行するインセンティブを持たず、同一の効用関数を持つA$_i$はそのことを知っているため、この結託は実現しない。

このとき、n重レプリカ経済における参加者の数を大幅に増やしてみよう。これを見るためには、式(5)の右辺のnを無限に大きくしてみるとよい。nを無限に大きくしてみると、

$$\lim_{n\to\infty} \frac{n-1}{n} = \lim_{n\to\infty} \frac{1-\frac{1}{n}}{1} = 1$$

となるから、式(5)のnを大きくすればするほど、式(5)の右辺は左辺に近づいてゆくことが判明する。つまり、図8におけるE'_nは、交渉参加者が増加するにつれ契約曲線上の1点に収束することがわかる。同様にnを無限に大きくすれば、式(8)の左辺も無限に右辺に近づいてゆくことが判明する。

以上のように、契約曲線上の点Cにおいて互いに接するA・Bの無差別曲線のいずれか一方がC以外の点で直線$C-e_0$と交差する限り、交渉参加者数を増加させることで結託による均等分割の結果を示すE'_nはかならずこの無差別曲線の上方に位置することになるため、当該Cは結託により阻止されることが改めて判明する。そして、交渉参加者数を無限に大きくしてゆくならば、均等分割後の点は契約曲線上の点C^*に近づくのみであるから、この点C^*

において得られる以上の効用を結託により当事者が得ることはないことも判明する。結局、結託により阻止されることのない契約曲線上の点Cとは、点Cにおいて互いに接するA・Bの無差別曲線がC以外の点で直線$C-e_0$と交差しない場合、すなわち図9に示されるC^*のみであることが判明するのである。(15)

(8) 以下の説明は、奥野正寛＝鈴村興太郎『ミクロ経済学II』（岩波書店・一九八八）三七頁以下、西村・前掲注(5)二四八頁以下、根岸隆『ワルラス経済学入門』（岩波書店・一九八五）二三三頁以下に依る。

(9) 結託は、全参加者の部分集合により定義され、全参加者あるいは一人の参加者でも結託は可能である。参照、西村・前掲注(5)二四四頁。

(10) 「どのような結託によっても改善されない初期保有量から達成可能な配分の集合」は「コア(core)」と呼ばれ、エッジワースの極限定理はこのコアが交渉参加者が多くなるにつれて収縮し、競争均衡に収束することを示すものである。

(11) 奥野＝鈴村・前掲注(8)四五頁は、これを競争均衡配分の「驚くべき特徴」と著している。

(12) 以下の説明は、西村・前掲注(5)二四九頁以下、および荒井一博『ミクロ経済理論』（有斐閣・一九九九）二二一頁以下を簡略化したものである。より詳しくは西村・前掲注(5)二四九頁以下、荒井・上掲二二一頁以下、奥野＝鈴村・前掲注(8)四〇頁以下、特に、塩澤修平＝石橋孝次＝玉田康成編著『現代ミクロ経済学』（有斐閣・二〇〇六）一四七頁以下参照。

(13) 奥野正寛＝鈴村興太郎『ミクロ経済学I』（岩波書店・一九八五）二七四頁、西村・前掲注(5)二二頁。

(14) 一般に消費者の効用関数は条件(2)を満たす。また無差別曲線は、この関数を二次元平面に投影したものである。

(15) もっとも、以上の検討だけではかかる性質を満たすC^*が複数ある可能性自体はなお排除されていない。これは競争均

衡解の一意性条件にかかわる。

終わりに ― 交渉秩序と競争秩序 ―

契約交渉は参加した二契約当事者の間に余剰価値を生み出し、同時にその余剰価値を当事者間において配分する場である。契約当事者はさらなる余剰価値創出の可能性がある限り交渉を継続し、その交渉はパレート効率な状態にいたったところで終結する。交渉の結果としての最終合意がどちらの契約当事者により有利な条件で成立するかは両当事者の交渉力に依存するが、交渉が制約なき自由な条件下で行われたならば、その最終合意点は両当事者の財の初期保有量を通る二本の無差別曲線により形成されるレンズの中あるいは縁に位置する。かかる最終合意点は無数に存しており、その軌跡はエッジワースボックスにおける契約曲線として描かれる。かかる契約曲線上の合意点は、交渉開始前の財の初期保有状態に比べてより大きな、しかしそれ以上もはや増加させ得ない満足（効用）を両当事者に与える。このエッジワースボックスを用いた説明は、自由な契約交渉は両当事者の効用を最大化することを示しており、契約メカニズム説により「自由な契約交渉の結果は両当事者にとり納得の行く利害調整を体現したものである」といわれる時の契約の「正当化機能」を、操作可能な形でより具体的に記述したものと見ることができる。契約メカニズム説の含意を自由な契約締結プロセス（締結プロセスの手続的公正さ）による契約内容の正当性担保に見るこのような立場は、明示・黙示を問わず現代の契約法理論における共有財産として広く受容されており、事実、これまでの契約法学は契約メカニズム説の含意を二当事者間でのこの利害調整機能・正当化機能において理解した上で、解釈・立法に反映させてきた。反面、これまでの契約法学は、契約メカニズム説の射程を二人

の契約当事者間での契約交渉に限定しており、契約交渉への参加者数がより大きくなった場合に同理論の有するもう一つの重要な含意を等閑視するものであった。

これに対し本稿は、契約メカニズムは二当事者間での正当化に加えて「共同生活の正しい秩序」をももたらすとシュミット-リンプラーが指摘していたことに着眼し、これまで顧みられることのなかったもう一つの含意に光を当てようとするものであった。契約交渉に参加する当事者が多くなるにつれて、契約交渉への参加者が二人であった場合には無限に存していた契約曲線上の最終合意点は次第にある点C^*に収斂をみせる。このC^*においては、C^*と財の初期保有点e_0を結ぶ直線と交渉参加者の無差別曲線が接していることから、すべての交渉参加者の間で財の交換比率が共有され、かつ需要と供給の一致が実現しており、さらにすべての交渉参加者が同時に効用をそれ以上増加させることはできないという意味において各自の効用が最大化されているのであった。このC^*は市場における競争均衡点に限りなく近接しているのであり、これを明示したものが「エッジワースの極限定理」であった。すなわち、自由な契約交渉の結果として出来する均衡状態を「交渉秩序」と呼ぶならば、「交渉秩序は競争秩序に収斂する」ことが明らかとなったのである。

このように、契約メカニズムがもたらすとされる「共同生活の正しい秩序」とは、本稿の検討範囲内では「競争秩序」に他ならないということができる。しかしながら、その含意を踏まえた展開にはいくつもの方向が考えられる。一方では、競争秩序と契約交渉との内在的関連を念頭に置き、交渉秩序が競争秩序に収斂するといわれるときのその前提を構成している諸条件を明らかにした上で、それを満たし得ない場合の対応も含めて制度的な手当を用意するという方向がある。それは時に市場を交渉の代替となし、時に交渉を市場の代替となす解釈法理へとつながるものである。他方では、競争均衡への収斂には還元できない契約交渉独自の意義を明らかにするという方向もある。本稿で取り上げた分析枠組みは、社会的厚生の最大化・効率性の実現という観点からする契約交渉の機能を操

作可能な形に構成するものであると同時に、厚生の最大化・効率性の実現を価値とする目的論(teleology)に包含されない契約交渉独自の存在意義をも指し示すものだからである。(16)

(16)　交渉という次元を契約法に取り入れることの重要性を論じた初期の研究として、拙稿「契約交渉関係の法的構造に関する一考察―私的自治の再生に向けて―(一)(二)(三・完)」民商第一〇〇巻第二号一九八頁以下、第三号三八七頁以下、第五号(一九八九)八〇八頁以下がある。近時においては、交渉に加え市場や競争という枠組みに契約法を定位させることの意義が検討されており、民法学におけるこの理論動向を代表するものとして森田修や吉田克己による論稿がある。参照、森田修「ウィリアムソンの契約理解について―法と市場の制度分析のために(その一)―」社会科学研究第四八巻第一号(一九九六)一八二頁以下、同「ゲーム理論と契約法―法と市場の制度分析のために(その二)―」社会科学研究第四九巻第三号(一九九八)二九頁以下、同「『独禁法違反行為の私法上の効力』試論―独禁法による民法の〈支援〉―」日本経済法学会年報第一九号『競争秩序と民事法』(日本経済法学会編・有斐閣・一九九八)九九頁、同「市場における公正と公序良俗」金子晃＝根岸哲＝佐藤徳太郎監修『企業とフェアネス―公正と競争の原理―』(信山社・二〇〇〇)六七頁、同「市場における正義」社会科学研究第五一巻第三号(二〇〇〇)一三頁以下、同「独占禁止法違反の法律行為の効力」丹宗暁信＝岸井大太郎編『独占禁止手続法』(有斐閣・二〇〇二)一五六頁、同『新版・注釈民法(三)』[川島武宜・平井宜雄編](有斐閣・二〇〇三)九四頁以下、同『契約責任の法学的構造』(有斐閣・二〇〇六)三一五頁以下、三四三頁以下、吉田克己「競争秩序と民法」『厚谷襄児先生古希記念論集(上)』(信山社・二〇〇五)三一頁、吉田克己ほか「シンポジウム競争秩序への多元的アプローチ―実定法学のクロスロード―(一)(二・完)」北大法学論集第五六巻第一号一九七頁以下、三号(二〇〇五)二八五頁以下、吉田克己ほか「競争秩序と民法―日本私法学会

シンポジウム資料―」NBL八六三号(二〇〇七)三九頁以下、吉田克己ほか「シンポジウム・競争秩序と民法」日本私法学会『私法』第七〇号(二〇〇八)参照。同じく市場や競争と契約法の関係を検討するものとして、拙稿「競争秩序と契約法―『厚生対権利』の一局面―」神戸法学雑誌第五六巻第三号(二〇〇六)二七二頁以下、同「市場メカニズムと損害賠償―市場連動型不法行為における損害概念への一試論―」神戸法学雑誌第五八巻第一号(二〇〇八)七七頁以下参照。

＊　本稿は、科学研究費補助金の交付を受けた研究成果の一部である。